

■ 外国証券情報 ■

東海東京証券作成

作成日： 2025年10月23日

管理コード： OL483-1-202510

<1.発行者情報>

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 発行者の名称： | 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc. |
| (2) 発行者の本店所在地： | 有価証券報告書をご参照ください |
| (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年： | 日本会社法、株式会社、2002年 |
| (4) 決算期： | 有価証券報告書をご参照ください |
| (5) 事業の内容： | 有価証券報告書をご参照ください |
| (6) 経理の概要： | 有価証券報告書をご参照ください |
| (7) 保証を行なっている親会社に関する事項： | 該当なし |

<有価証券報告書の開示書類を閲覧するホームページ>

EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)

『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム』

URL: <https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>

<発行者またはこれに準ずるものにより公表されているホームページ>

URL: <https://www.smfg.co.jp>

<2.証券情報>

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 有価証券の種類及び名称： | 株式会社三井住友フィナンシャルグループ発行 2046年7月8日満期 5.796%
任意償還条項・実質破綻時債務免除特約付 米ドル建期限付劣後債 |
| (2) 発行地及び上場・非上場の区分： | グローバル市場、ルクセンブルク証券取引所に上場 |
| (3) 発行日： | 2025年7月8日 |
| (4) 発行額： | 10億米ドル (2025年7月現在) |
| (5) 利率及び利払金の決定方法： | ①固定金利期間:2025年7月8日から2045年7月8日まで
年率5.796% (30/360, unadjusted)
②変動金利期間:2045年7月8日以降
SOFRレート+1.780% (ACT/360,adjusted,後決め) |
| (6) 利払日： | ①固定金利期間:初回2026年1月8日、以降1月、7月の8日(年2回)
②変動金利期間:2045年10月8日、2046年1月8日、4月8日、7月8日 |
| (7) 償還期限： | 2046年7月8日 |
| (8) 償還金額及び償還金の決定方法： | 額面金額で満期償還。
発行者は金融庁の事前承認を得た上で事前通知することにより、2045年7月8日に額面金額に当該期限前償還日までの経過利息を付した金額で本債券の全額(一部は不可)を期限前償還することができる。

税務事由または資本事由が発生した場合、発行者は金融庁の事前承認を得た上で事前通知することにより、額面金額に当該期限前償還日までの経過利息を付した金額でいつでも本債券の全額(一部は不可)を期限前償還することができる。

劣後事由が発生した場合、劣後特約に従い発行者の上位債務が全額弁済等されるまで、本債券にかかる元利金の支払いは行われない。

実質破綻事由が発生した場合、実質破綻時債務免除特約に従い当該事由以降発行者は本債券に基づく元利金の支払いが全額免除される。 |
| (9) 受託会社又は預託機関： | DTC、ユーロクリア、クリアストリーム |
| (10) 担保又は保証に関する事項： | 無担保、無保証 |

(11) 他の債務との弁済順位の関係:

本債券は、発行者の一般債務に劣後し、同種の債務と同順位となる。また株式と永久劣後債務に優先する。

(12) 発行、支払及び償還に係る準拠法:

ニューヨーク州法

<3.証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容>

該当なし

※本情報は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令に従って作成されたものであり、当該証券に関する完全な情報が記載されているものではありません。